

第1章 計画策定の背景及び基本的事項

1 計画策定の背景

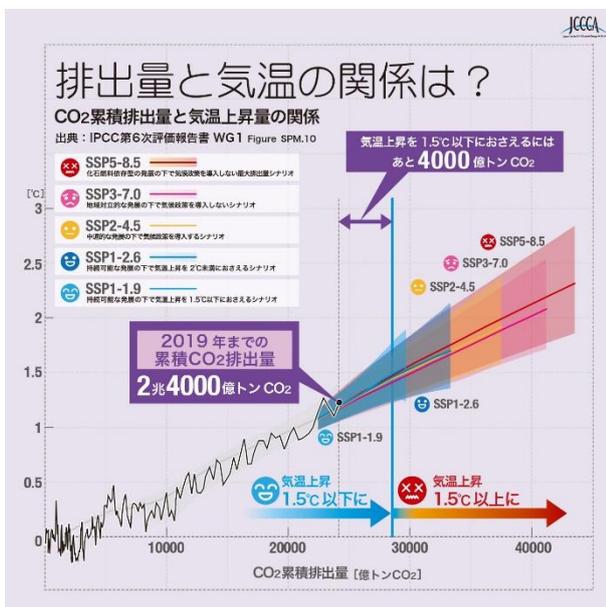
(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されており、その予測される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つとされています。

また、地球温暖化への人類の関与については、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下「IPCC」という。）が令和3（2021）年に公表した「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」において、「人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと」と断定的な表現がされています。

同報告書では5ケースの将来予測がなされており、「全く対策を実施しない場合（SSP5-8.5：最も地球への影響が大きい場合）」では、21世紀末までに世界の平均気温は基準値（1850年～1900年）よりも最大で5.7℃上昇すると予測されています。

さらに、CO₂の累積排出量と気温上昇量の変化は比例関係にあり、産業革命以降、CO₂は約2兆4,000億トン排出されているため、工業化前からの気温上昇を1.5℃に抑えるには、残りの排出量上限があと4,000億トンであることも示されました。



出典：IPCC第6次評価報告書/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.jccca.org/>)

図1-1 排出量と気温の関係

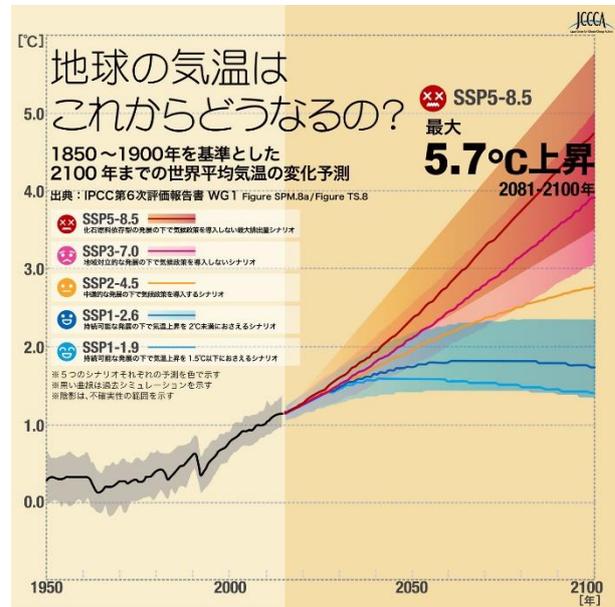


図1-2 将来の気温

(2) 国の動向

平成 27 (2015) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (Conference of the Parties 21、以下「COP21」という。) において採択された「パリ協定」を踏まえ、令和 2 (2020) 年 10 月、政府は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受けて、政府は「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。) を改定し (令和 3 (2021) 年 5 月に成立)、基本理念に「我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。

さらに、温対法の改正とともに各種戦略の策定、施策検討を実施しており、令和 3 (2021) 年 10 月には「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府実行計画」という。) を閣議決定しました。政府実行計画では、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減」という目標とともに、太陽光発電、新築建築物、公用車等の取組及び目標を示しています。

そして、地方公共団体実行計画 (事務事業編) については、政府実行計画に準じた取組を行うことが求められており、本町でも国と同様の目標達成へ向けた取組が必要となります。

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物 (敷地含む) の約 **50%** 以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに **新築建築物の平均で ZEB Ready 相当** となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がいない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック (使用する公用車全体) でも 2030 年度までに **全て電動車** とする。



※ 電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに **100%** とする。

再エネ電力調達

2030 年までに各府省庁で調達する電力の **60%** 以上を再生可能エネルギー電力とする。

廃棄物の 3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の **3R + Renewable** を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行** を総合的に推進する。



合同庁舎 5 号館内の PET ボトル回収機

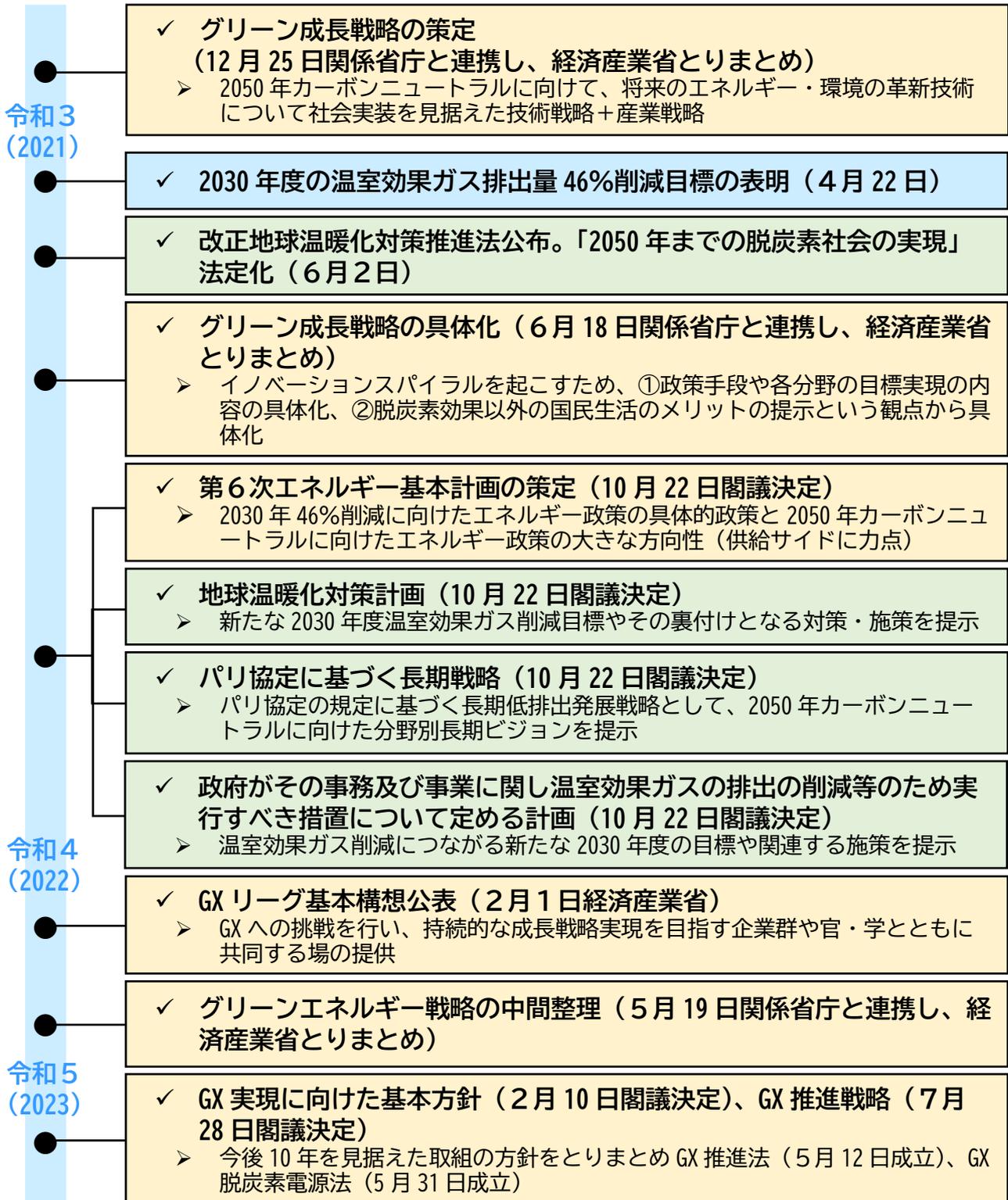
2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050 年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換** することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

出典：2030 年度に向けた再エネ最大限導入拡大のための環境省の取組 (令和 5 (2023) 年 7 月 31 日 環境省資料)

図 1-3 政府実行計画に盛り込まれた取組内容

● 令和2 (2020) 2050年カーボンニュートラルを表明



参考：環境省関東地方環境事務所

図1-4 国における各種戦略や施策検討の時系列

2 計画の基本的事項

(1) 計画改定の経緯及び目的

開成町（以下「本町」という。）では町民の環境意識が高く、これまでも町を挙げての清掃活動である「かいせいクリーンデー」の実施や剪定枝をごみとせず資源として再生する「開成町グリーンリサイクルセンター」の設置、平坦な地形を生かした「自転車のまちづくり」、町を縦横に走る農業用水路を活用した「小水力発電施設」の整備など、様々な脱炭素の取組を行ってきました。

また、令和2（2020）年には国内初となる ZEB 庁舎が開庁したのを契機と捉え、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「開成町ゼロカーボンシティ」の宣言を行い、脱炭素社会の実現を目指していくことを表明しました。

そしてこの度は、町の事務・事業に関し、温室効果ガスの削減等のための措置を図っていくことを目的とし、平成30（2018）年度に策定した「開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について、計画期間となる令和6（2024）年を残し計画改定を行いました。この改定は、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きや政府実行計画等を踏まえるとともに、本町の「ゼロカーボンシティ宣言」や関連計画との整合を図るためのものとなります。



図1-5 国内初の ZEB 庁舎

(2) 計画の位置づけ

本実行計画は、温対法第21条第1項に基づき地方公共団体に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画」として策定するものです。

また、計画に位置付ける取組等については、政府実行計画の定めるところに準じたものとする。

■地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

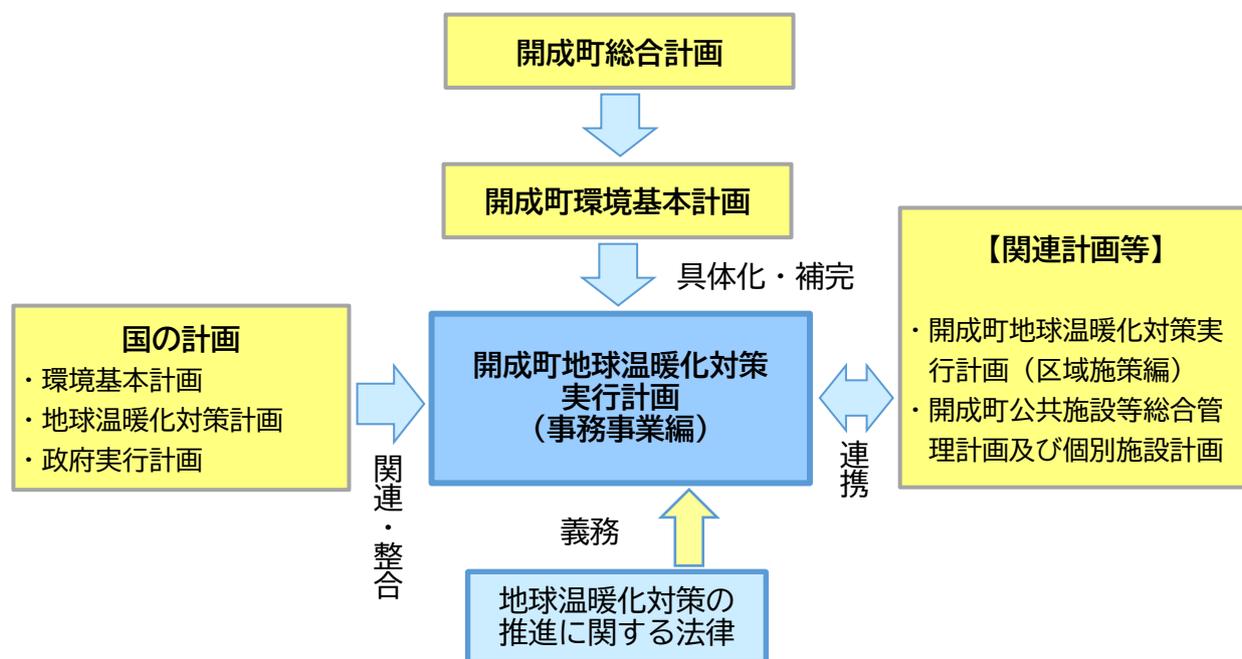


図1-6 計画の位置づけ

(3) 計画期間及び目標年度

- 計画期間：令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間
- 基準年度：平成25（2013）年度
- 目標年度：令和12（2030）年度

計画期間及び目標年度については、国の「地球温暖化対策計画」及び本町の「開成町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図り、計画期間は令和12（2030）年度までの7年間、基準年度及び目標年度はそれぞれ平成25（2013）年度、令和12（2030）年度とします。

なお、社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

平成25 (2013) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
基準 年度							目標 年度

(4) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスとして、温対法第2条第3項では以下に示す7種類のガスが対象として定められています。

このうち、温室効果ガスの排出割合等を踏まえ、本実行計画では二酸化炭素のみを対象とします。

■地球温暖化対策の推進に関する法律に定められる温室効果ガス

種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却、排水処理等	1
メタン (CH ₄)	燃料の使用、自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の使用、自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンの使用等	12~14,800
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤の使用等	7,390~17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチング等	17,200

(5) 対象とする温室効果ガス以外のもの

環境負荷に影響を与えるものとして、本実行計画では温室効果ガス排出量に加え、水及び紙の使用量も対象とします。

ただし、紙については役場庁舎、町民センター、保健センターにおける使用量のみを対象とします。

■水・紙の使用量における対象施設等

		水	紙
対象 施設等	役場庁舎	○	○※
	町民センター	○	—
	保健センター	○	—
	その他施設整備	○	—

※紙は令和2（2020）年度より総務課において一括購入。

(6) 計画の範囲

本実行計画では、町の組織及び施設における事務・事業すべてを対象とし、計画期間中に新設された施設等も含むものとし、

ただし、安全面や防犯面から削減することが難しい道路照明、防犯灯については対象外とします。

また、指定管理者制度等により管理を行う施設については、受託者などに対して温室効果ガスの排出抑制に関して必要な措置を講ずるよう要請することとし、温室効果ガス排出量の数値的な把握としては対象外とします。

■対象となる施設・設備

担当課	施設・設備名	担当課	施設・設備名
財務課	役場庁舎	都市整備課	高台第1浄水場
地域防災課	消防詰所（特設第1）		高台第2浄水場
	消防詰所（特設第2）		第2水源池
	消防詰所（第1）		第3水源池
	消防詰所（第2）		第4水源池
	消防詰所（第3）		第5水源池
	消防詰所（第4）		榎下浄水場
	消防詰所（第5）		開成小学校
保険健康課	保健センター	学校教育課	開成南小学校
こども課	学童保育所		文命中学校
環境課	不燃ごみストック場		文命中学校プール
都市整備課	各公園		開成幼稚園
	マンホールポンプ	町民センター	
	204 流量計	生涯学習課	南部コミュニティセンター
	206 流量計		金井島緑陰自由運動広場

第2章 温室効果ガス排出量の評価と削減目標

1 第1次実行計画における評価

(1) 温室効果ガス排出量の推移

令和4（2022）年度における温室効果ガス排出量は、平成28（2016）年度比14.0%の減少となっており、目標値（令和6（2024）年度）を達成しています。

燃料別の温室効果ガス排出量で見ると、主に電気の排出量が削減されており、これは役場庁舎における再生可能エネルギーにより発電された電力調達によるものです。一方で、都市ガスにおける排出量は増加しており、コロナ禍での換気をしながらの空調利用が主な要因と考えられます。

■温室効果ガス排出量

燃料種		排出量 (t-CO ₂)		2016年度比 増減率
		2016	2022	
電気の使用	電気（水道関連施設）	374.9	4.0	-98.9%
	電気（水道関連施設以外）	514.4	3.9	-99.3%
燃料の使用 （公用車以外）	灯油	0.4	0.4	5.8%
	重油	11.2	0.0	-100.0%
	LPG	66.0	71.7	8.6%
	都市ガス	25.2	80.4	219.5%
燃料の使用 （公用車）	ガソリン	17.7	15.8	-10.7%
	軽油	11.1	7.7	-30.8%
合計		1,020.8	183.8	-82.0%

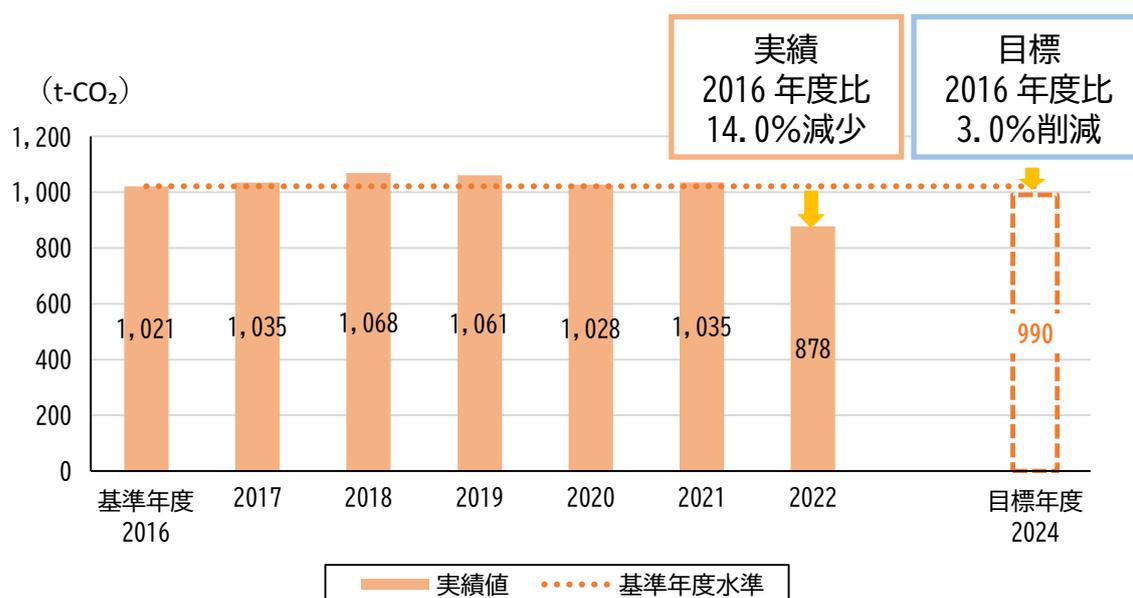


図2-1 温室効果ガス排出量の推移

(2) 水・紙使用量の推移

令和4（2022）年度において、水の使用量は平成28（2016）年度比13.9%減少となっており、目標を達成しています。一方で、紙の使用量は平成28（2016）年度比20.0%増加となり、令和6（2024）年度に定める目標達成が厳しい状況です。

水の使用量の減少は、特にコロナ禍で開成南小学校や文命中学校のプールにおける使用量が減少したことによるものです。

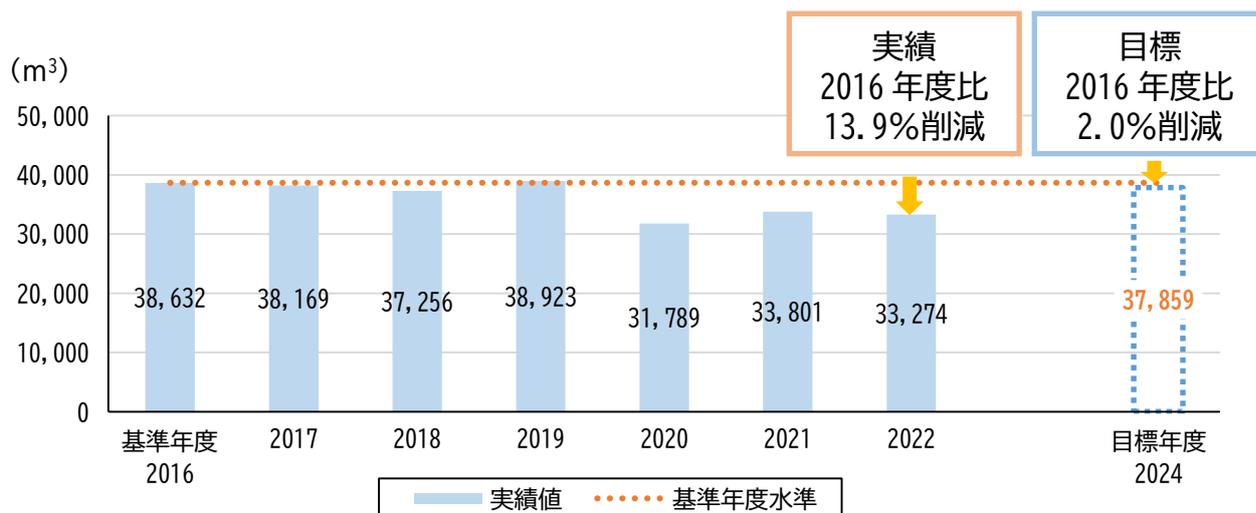


図2-2 水の使用量の推移

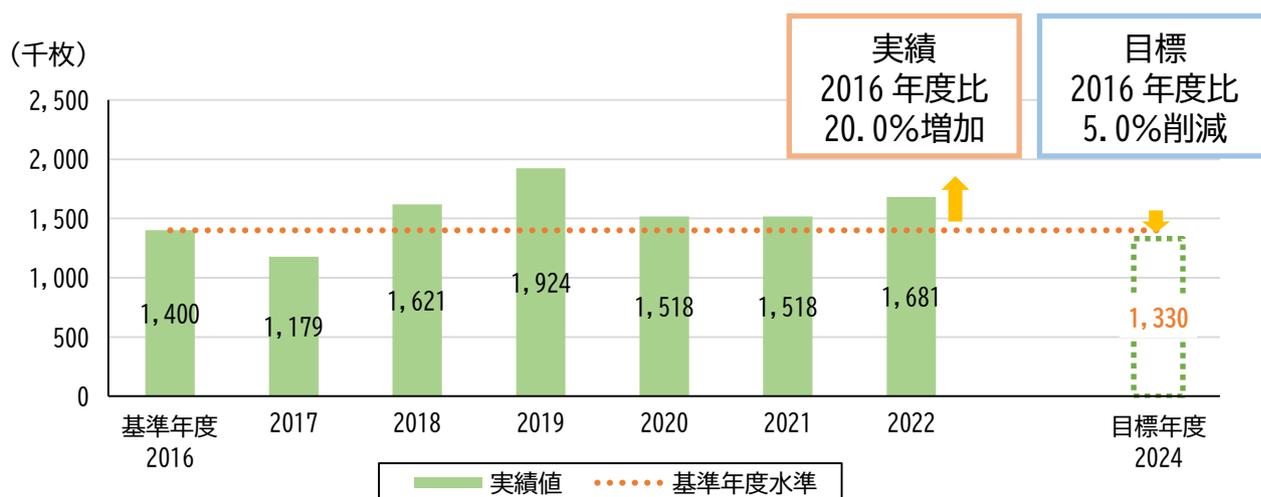


図2-3 紙の使用量（A4換算）の推移

2 本実行計画における課題

(1) 温室効果ガス排出量の推移

本町の令和4（2022）年度における温室効果ガス排出量は 877.6t-CO₂ であり、平成25（2013）年度比 27.4%減少となっています。

燃料別の温室効果ガス排出量でみると、役場庁舎で開始した再生可能エネルギーにより発電された電力調達により、電気による排出量が削減された一方で、都市ガスにおける排出量が増加しています。

■温室効果ガス排出量

項目		排出量 (t-CO ₂)			2013 年度比 増減率
		2013	2022	参考 係数固定	
電気の使用	水道関連施設	413.6	367.0	454.6	-11.3%
	水道関連施設以外	624.3	334.7	649.3	-46.4%
燃料の使用 (公用車以外)	灯油	0.7	0.4		-40.1%
	重油	11.7	0.0		-100.0%
	LPG	99.6	71.7		-28.0%
	都市ガス	26.9	80.4		199.5%
燃料の使用 (公用車)	ガソリン	20.0	15.8		-21.2%
	軽油	11.7	7.7		-34.3%
合計		1,208.3	877.6		-27.4%

※「電気の使用」における排出量は、毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用。

※「参考 係数固定」は、令和4（2022）年度における電気の排出量について、平成25（2013）年度の電気事業者別の基礎排出係数を使用した場合の排出量を示した。

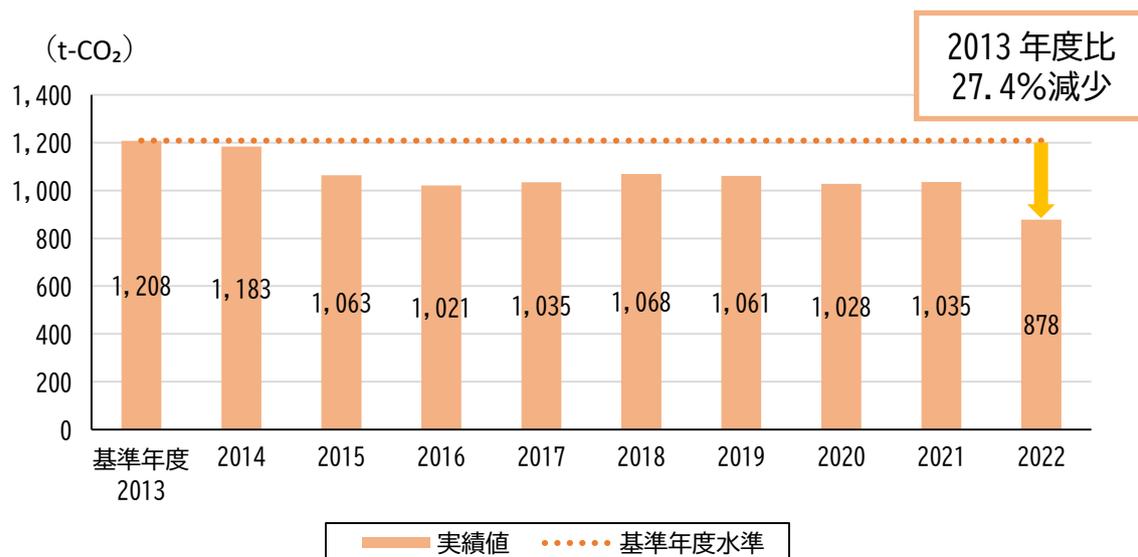


図2-4 温室効果ガス排出量の推移

■現状の課題

- ・ 学校教育系施設（開成南小学校）の空調における都市ガス使用量の増加

(2) 水・紙使用量の推移

令和4（2022）年度において、水の使用量は平成25（2013）年度比45.2%減少となっており、主に開成南小学校、文命中学校のプールにおける使用量の減少が要因です。一方で、紙の使用量は平成25（2013）年度比9.4%増加しています。

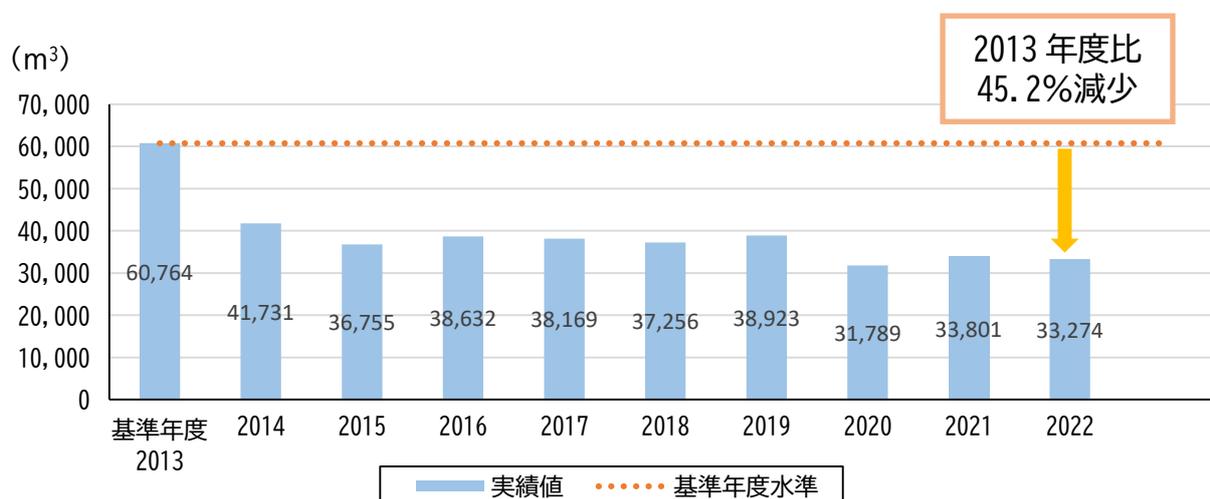


図2-5 水の使用量の推移

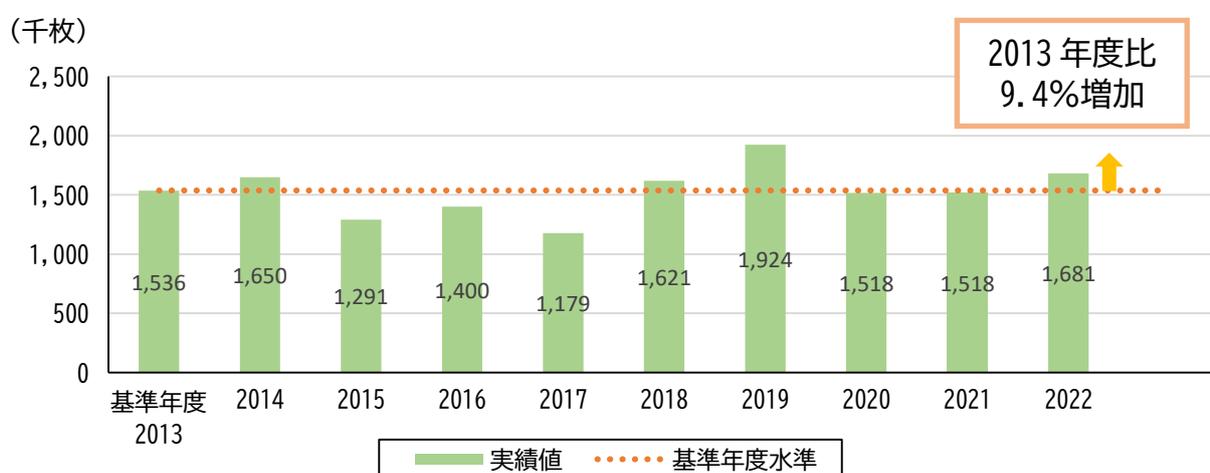


図2-6 紙の使用量の推移

3 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。本町では、政府実行計画の目標（平成 25（2013）年度比 50%削減）を踏まえつつ、より野心的な目標を定めます。

さらに、長期的な目標として、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

温室効果ガス排出量の削減目標

計画目標：令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を

平成 25（2013）年度比で **55%削減**

長期目標：令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**

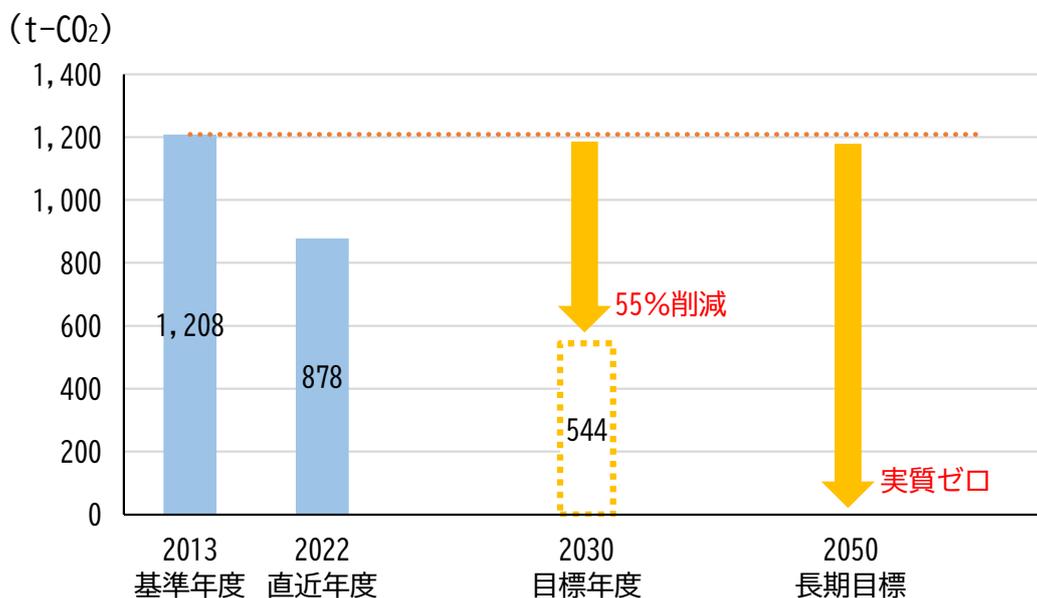


図 2-7 温室効果ガス排出量の削減目標

(2) 個別の削減目標

政府実行計画における目標及び本町の現状を踏まえ、個別目標は以下のとおりとします。

●太陽光発電

設置可能な町有施設の約 50%に太陽光発電設備を設置することを目指す

●新築建築物

新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを検討する

●公用車

代替可能な電動車がない場合、また用途などの都合から業務に支障がない場合を除き、2030 年までに電動車の導入（既存車は更新）を推進する

●LED 照明

既存設備を含め、2030 年度までに導入割合を 100%とする

●再エネ電力調達

町有施設で調達する電力を、順次、再生可能エネルギー電力に切り替えるものとする

●廃棄物の 4 R

町の事務・事業に伴い排出される廃棄物の 4 R を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する

●2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

町有施設の設備で使用する燃料について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討する

第3章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、次のとおり、温室効果ガス排出量の削減に係る基本方針及び取組を示します。

基本方針1 公共施設の脱炭素化の推進

省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、建築物の高断熱化など、建物のエネルギー消費効率を向上させることは、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献します。

高断熱・高効率仕様など、省エネルギーに配慮した施設となるように計画・設計段階から検討するとともに、施設・機器等の更新時期も踏まえた取組を推進します。

基本方針2 再生可能エネルギー導入の推進

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しない持続可能なエネルギー源であり、積極的な活用を図っていくことが必要であるとともに、エネルギーの分散確保、地域経済の活性化などにもつながります。

公共施設への再生可能エネルギー導入を進めるとともに、さらなる導入に向けた再生可能エネルギー設備などの技術革新の動向を注視していきます。

基本方針3 公用車の脱炭素化の推進

電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等は、運輸部門を脱炭素化するとともに、災害時等の停電時には非常用電源として活用できることから、レジリエンスの向上を進める上で重要です。

町では、次世代自動車の導入やエコドライブの推進、公用車の適正管理に取り組み、公用車の脱炭素化を図ります。

基本方針4 町職員の環境行動の推進

地球温暖化は日常生活や事業活動に起因するものであり、脱炭素型ライフスタイルの実践を進めることが重要です。

環境に配慮した設備の使用について町職員全体で取り組むとともに、庁舎等の使用電力や環境に配慮した製品の調達などの推進など、環境への負荷の低減を図ります。

2 施策の体系

基本方針ごとに主要施策を次のように体系づけます。

■施策の体系

基本方針	施策
1 公共施設の脱炭素化の推進	①公共施設の省エネルギー化 ②省エネルギー型機器等の導入 ③建設廃棄物等の発生抑制・再資源化
2 再生可能エネルギー導入の推進	①太陽光発電設備等の導入 ②蓄電設備の導入 ③再エネ電力の調達
3 公用車の脱炭素化の推進	①次世代自動車の導入 ②エコドライブ等の推進 ③公用車の適正管理
4 町職員の環境行動の推進	①省エネルギー行動の実践 ②省資源化の実践 ③ワークライフバランスの確保 ④職員等の意識啓発

3 具体的な取組内容

基本方針1 公共施設の脱炭素化の推進

①公共施設の省エネルギー化

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
既存の公共施設を改修する際は、断熱性能の向上を図るため、断熱材や遮熱塗装、複層ガラス等を導入する断熱改修を検討します。	○			○
公共施設の新築時には ZEB 化を検討するほか、ZEB 化が難しい場合は可能な限り省エネ化を図った設計を検討します。	○			○
ピーク時の電力削減を図るため、電力のデマンド管理を検討します。	○			○

②省エネルギー型機器等の導入

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
既存施設の照明設備について、順次、LED 照明へ切替を行います。	○			○
調光システムや人感センサーの導入を検討します。	○			○
OA 機器やその他の設備について、更新や新規の導入時には省エネルギー性能の高い機器・設備を導入します。	○			○
コピー複合機の導入によるプリンターの削減など、設備機器の集約化や過剰な台数の削減を図ります。	○			○

③建設廃棄物等の発生抑制・再資源化

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
公共事業を実施する際は、建設廃棄物の発生を抑制する工法を採用するほか、再生されたまたは再生可能な建設資材の利用に努めます。				○
建設廃棄物の分別回収、リサイクルによる有効利用を図ります。				○

基本方針２ 再生可能エネルギー導入の推進

①太陽光発電設備等の導入

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
既存施設への太陽光発電設備の最大限の導入に努めます。	○			○
公共施設を新築する際は、太陽光発電設備等の導入を行います。	○			○
太陽光発電設備の設置の際には PPA 事業による導入を検討します。	○			○
ソーラーカーポートの導入を検討します。	○			○

②蓄電設備の導入

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
再生可能エネルギーの有効利用を目指し、公共施設における蓄電設備の導入に努めます。	○			○

③再エネ電力の調達

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
再生可能エネルギー設備の導入が難しい公共施設では、再エネ電力または電力排出係数が低い電力への切替・調達を検討します。	○			○

基本方針3 公用車の脱炭素化の推進

①次世代自動車の導入

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
公用車の新規導入・更新に際しては、代替可能なものがない場合を除き、EVやFCVといった電動車の導入に努め、またそれを優先的に使用します。		○		○
公用車のクリーンエネルギービークル化推進計画を検討します。		○		○

②エコドライブ等の推進

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
急発進・急加速の抑制など、エコドライブを実施します。			○	
不必要なカーエアコンの使用を控えます。			○	
不必要な荷物の積載を控えます。			○	
行き先が近い職員での相乗りや、近くへの移動は徒歩や自転車の利用を心がけます。			○	

③公用車の適正管理

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
定期的な車両の点検・整備を適正に行います。		○		
公用車の走行距離の把握や運行管理を実施し、保有台数の適正化を図ります。		○		

基本方針4 町職員の環境行動の推進

①省エネルギー行動の実践

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
機器・設備の使用時間の短縮に努めるとともに、不要時の電源オフや省エネルギーモード設定の活用を徹底します。			○	
個人使用機器（携帯電話、扇風機など）における電源の利用は控えます。			○	
ブラインドの開閉など自然光の取り入れにより点灯する照明の削減を図るほか、昼休み等における業務上支障はない範囲での消灯の徹底、点灯時間の短縮に努めます。			○	
冷暖房は適正温度での運用に努めるとともに、空調設備の適正な維持管理を行います。			○	
設備の定期的な維持管理を行い、効率的な運用を維持します。			○	○
クールビズやウォームビズを実施します。			○	
出張などで可能な場合は、公共交通機関（鉄道、バス）の利用に努めます。			○	

②省資源化の実践

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
環境ラベリング対象製品など、環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を行います。				○
ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入を控え、繰り返し使える製品の利用に努めます。			○	○
資料等の両面印刷、部数の最小化を心がけるなど、紙使用量の削減に努めます。			○	
紙使用量の把握や書類の電子化等により、ペーパーレス化を図ります。			○	○
過剰包装な物品の購入は控え、納入業者等にも包装の軽量化を要請するとともに、包装材・梱包材の再利用を心がけます。				○

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
カン、ビン、ペットボトル、資源プラスチック及び紙類等の分別を徹底し、リサイクルの推進に努めます。			○	○
水を出したままの作業は極力控え、節水型製品の導入により節水を図ります。	○		○	○

③ワークライフバランスの確保

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
業務に支障のない範囲での定時退庁、ノー残業デーの徹底に努めます。			○	
テレワークの推進やWeb会議システムの活用など、多様な働き方を推進します。			○	

④職員等の意識啓発

施策	主体者			
	施設 管理者	公用車等 の管理者	全職員	所属・ 担当者
職員に対する研修会などを開催し、環境意識の向上を図ります。			○	○
職員へ本計画の周知を図ります。			○	○
町の封筒におけるパラフィン紙の使用により、町民におけるリサイクルを推進します。				○
来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼びかけます。				○

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

取組の効果的な推進を図るため、本実行計画の推進体制を以下のとおりとし、計画の進捗管理や点検、推進していく上での課題の抽出、課題への対応の検討などを行います。

(1) 地球温暖化対策統括者

統括管理者は町長とし、実行計画の決定者として、総合的な調整及び指示・指導を行います。また、計画の実施状況、評価及び見直しについて、町民に公表します。

(2) 庁内連絡会議

実行責任者は副町長とし、統括リーダー（管理職等）の構成員をもって組織する庁内連絡会議を位置付けます。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

(3) 推進担当者

各課に推進担当者として、統括リーダーと実践リーダーを配置します。

各推進担当者は、所管する事業に本実行計画に掲げる施策等を反映させ、より具体的に取組を推進します。

また、事務局との連絡調整や施策の進捗状況の報告を行います。

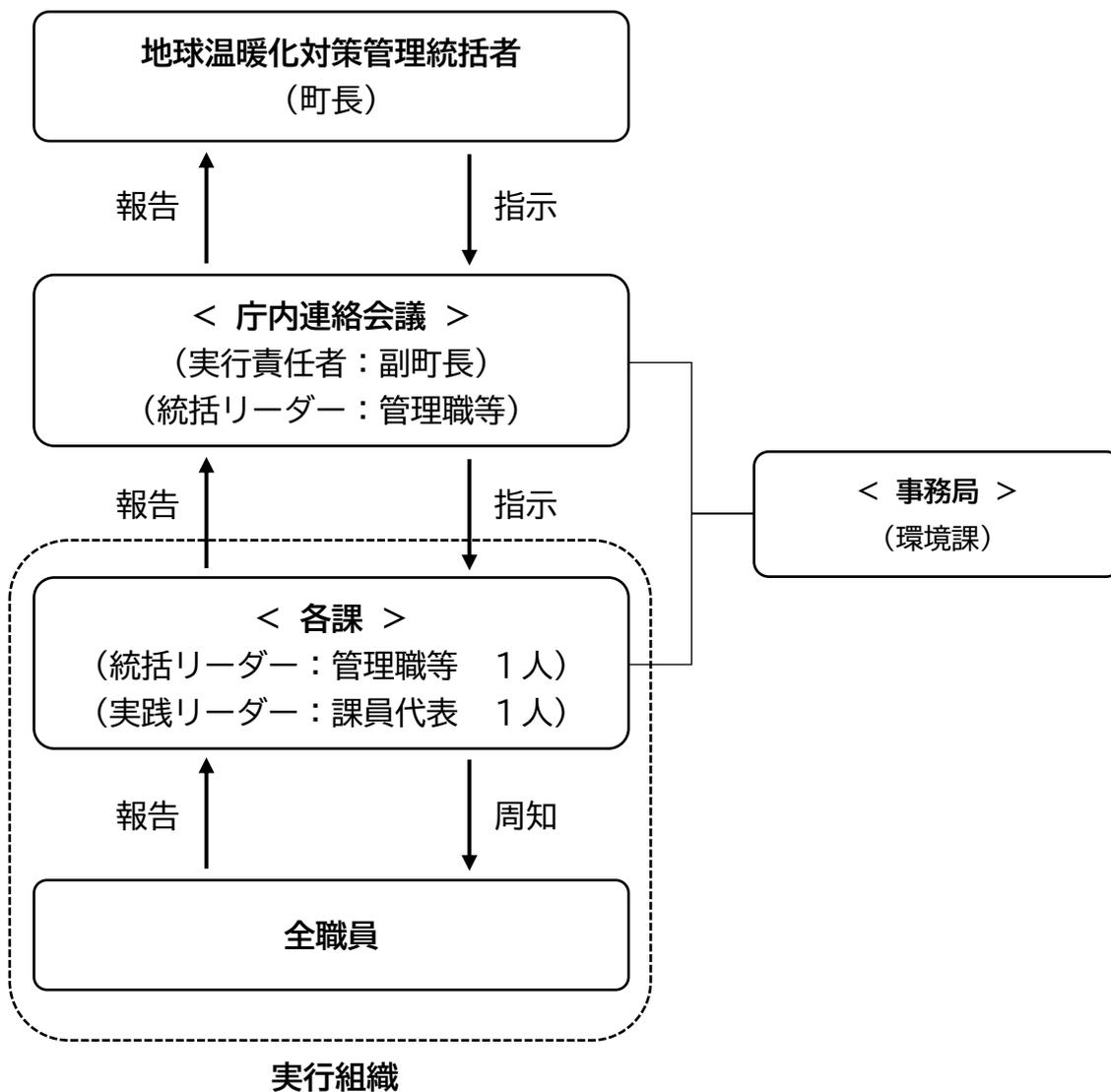
(4) 事務局

事務局を環境課に置き、庁内連絡会議、推進担当者等との連携調整を図り、取組状況の調査票の配布・集計・分析を行い、目標の達成に向けて取組を推進します。

計画の推進体制として、推進担当者は前年度の各課での環境配慮行動の取組状況を事務局に報告します。この結果は、ホームページ等を利用して町民等に広く公表していきます。

また、実行責任者と各課の課長以上によって構成される庁内連絡会議を必要に応じて開催します。

■本実行計画の推進体制



2 計画の点検・評価・見直し

実行計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

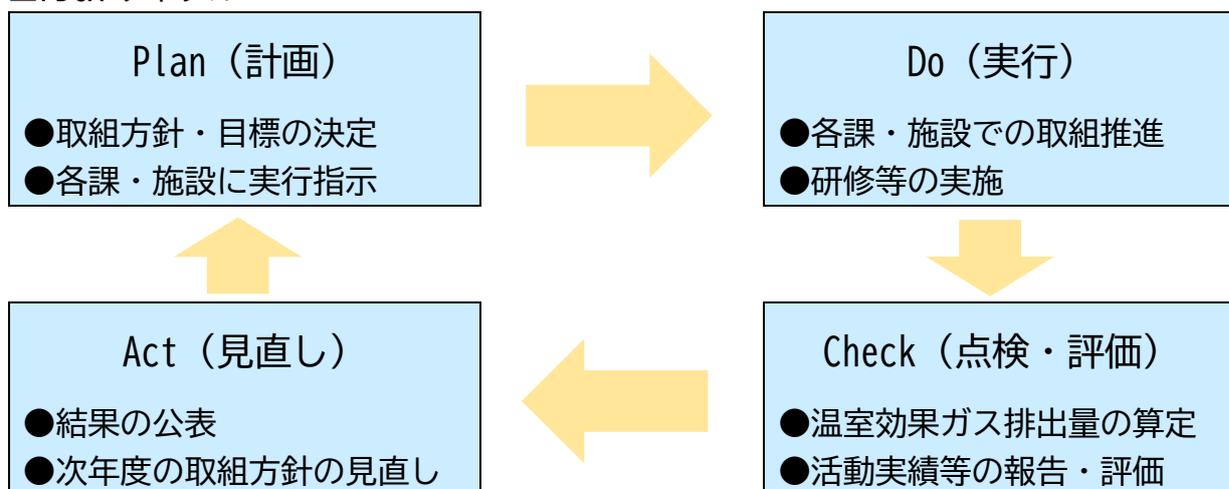
（1）毎年のPDCA

実践リーダーは、統括リーダーに取組状況及び温室効果ガス排出量を報告します。統括リーダーは、職員に対する取組の徹底を図ります。事務局は、推進担当者からの報告を受けて集計・分析を行い、計画の進捗状況を把握します。また、庁内連絡会議は、必要に応じて統括リーダーに対して改善措置の指示等を行います。

（2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

実行計画の円滑な推進を図るため、点検・評価結果や進捗状況をもとに、必要がある場合には実行計画の改定を行います。

■PDCA サイクル



3 計画の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報紙やホームページなどにより公表します。

資料編

1 地球温暖化問題に関する動向

(1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (Conference of the Parties 21、以下「COP21」という。) において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という全世界共通の新たな目標が掲げられました。

平成 30 (2018) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇が 2℃を十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を令和 32 (2050) 年頃には正味ゼロにすることが必要とされています。

この報告書を受けて、世界各国で令和 32 (2050) 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

さらに、令和 3 (2021) 年 8 月に公表された第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書の内容等を受け、同年 10 月から 11 月にかけて開催された COP26 では、成果文書の中で「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記されました。

なお、令和 5 (2023) 年 3 月には、IPCC の第 6 次評価報告書・統合報告書が公表され、「この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」とし、大幅な排出削減対策を早急に進めることが必要であることが指摘されています。

(2) 神奈川県動向

■神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県は、県域における地球温暖化対策の強化を図るため、平成 21 (2009) 年に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定し、神奈川県・事業者・県民等の責務を明らかにしました。翌年には、条例に基づいた「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、運用が始まりました。

令和 4 (2022) 年 3 月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、長期目標として 2050 年脱炭素社会の実現、中期目標として令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することを設定しました。

■神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画

神奈川県は平成 22 (2010) 年に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定し、令和 2 (2020) 年を目標年度とした取組を進めた結果、平成 26 (2014) 年度には目標を前倒して達成しました。

その後、平成 28 (2016) 年度に計画の見直し等を行い、目標としてエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 40%削減することを設定しました。

2 施設別エネルギー原単位の比較

本町の令和4（2022）年度における施設別エネルギー原単位について、全国の施設用途別エネルギー原単位と比較を行いました。

なお、全国の施設用途別エネルギー原単位は、「一般社団法人 日本サステナブル検知協会」が公表するデータベース「DECC」より把握しました。

比較を行った本町の施設は、いずれもエネルギー原単位が全国の中央値を下回っており、省エネルギーに保っています。

データの説明

- 25%値：データを大きさの順に並べたとき、下から25%に位置する値
- 中央値：データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値
- 75%値：データを大きさの順に並べたとき、下から75%に位置する値

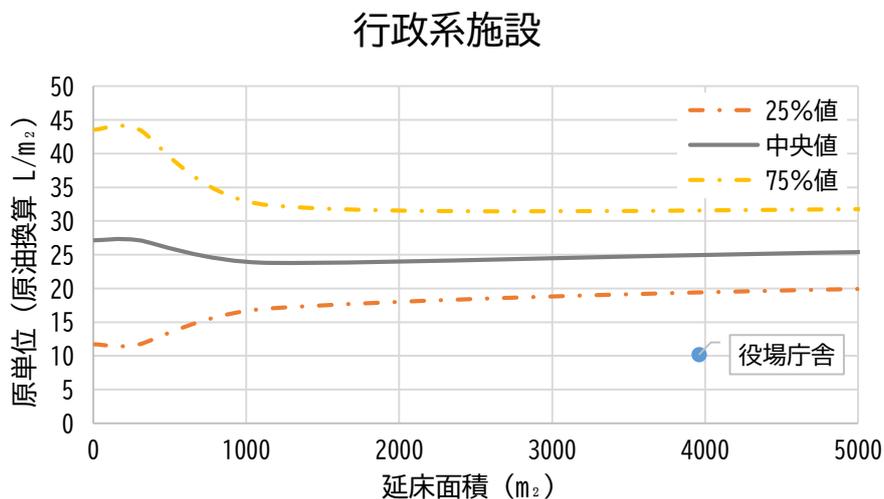


図5-1 行政系施設（庁舎）のエネルギー原単位

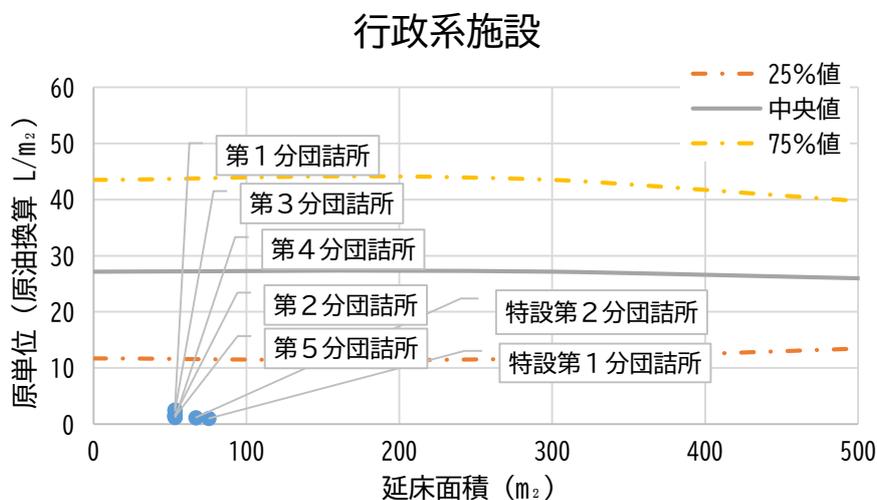


図5-2 行政系施設（水道関連施設）のエネルギー原単位

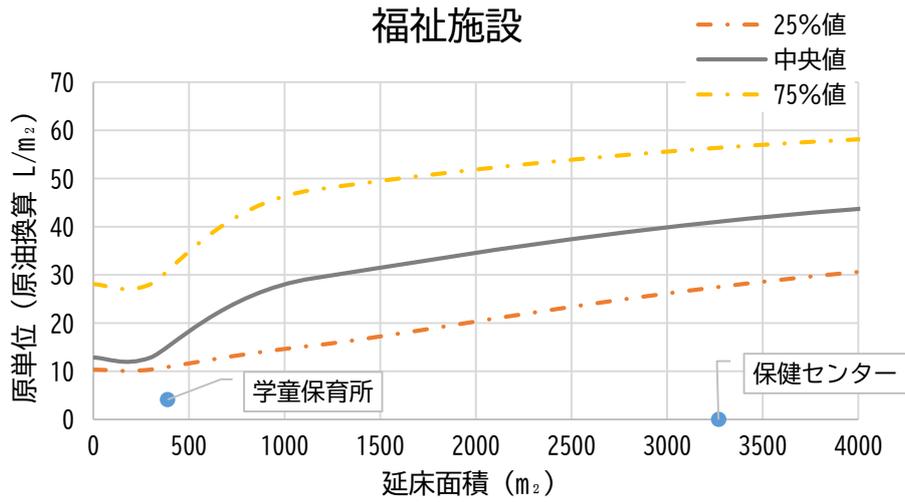


図5-3 福祉施設のエネルギー原単位

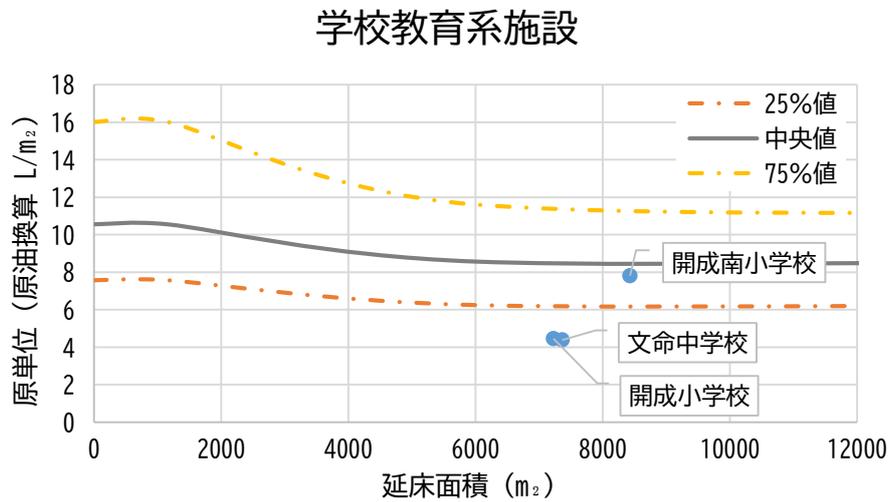


図5-4 学校教育系施設のエネルギー原単位

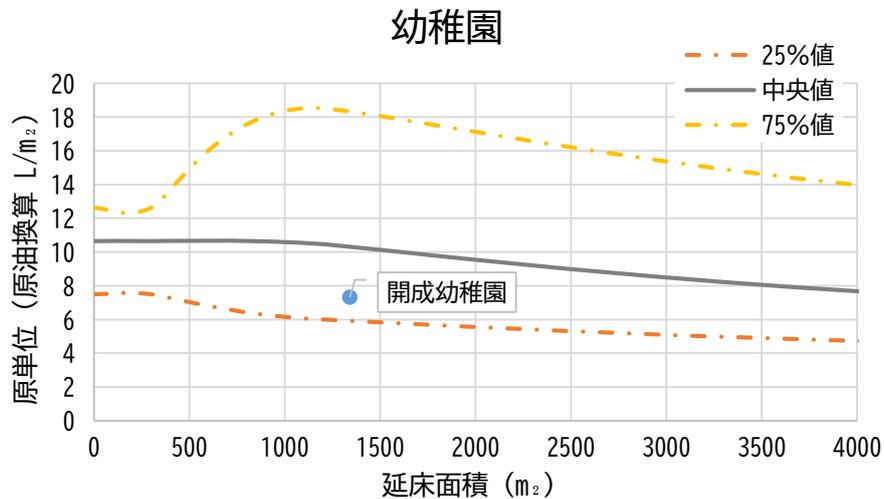


図5-5 幼稚園のエネルギー原単位

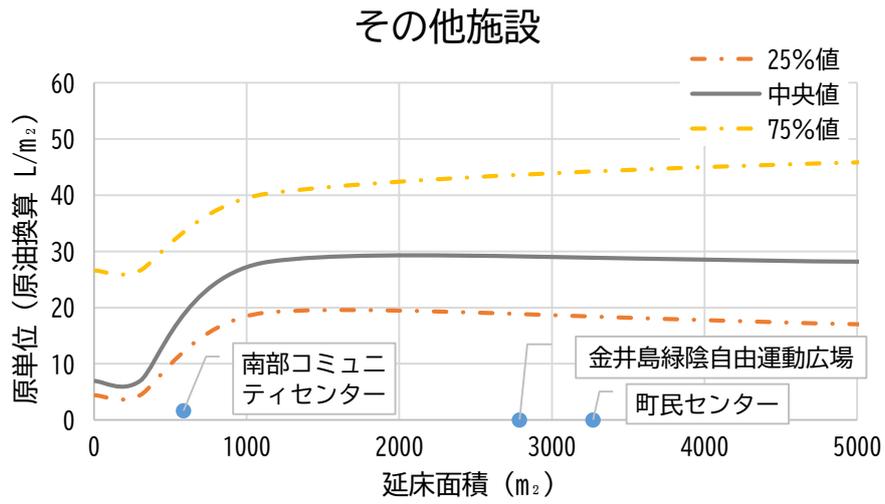


図5-6 その他施設のエネルギー原単位